

消防団員、消防職員、家族をしっかりサポート。

# 福祉共済制度の しおり

福祉共済制度は、  
全国の消防団員・消防職員等のための  
福利厚生制度です。



東日本大震災の発生により、特例的な取り扱いがされているものがあります。

## 制度の沿革

消防団員福祉共済制度は昭和44年7月に発足し、当初民間保険3社へその運営を委託することにより行われてきましたが、昭和55年7月1日からは日本消防協会による自家共済へと移行し、名実ともに消防団員の共済制度として多くの実績を上げてきました。

## 制度の特色

- 1 全国の消防団員、消防職員等の福利厚生のための相互扶助による共済制度です。在職中の生活並びに家族をサポートします。
- 2 全国約99%の消防団員が加入しています。
- 3 少ない掛金で充実した給付内容です。日常生活上の疾病、事故による給付はもとより、特に公務上での死亡、重度障害に手厚い給付となっています。
- 4 掛金は年齢問わず一律定額です。
- 5 消防団、消防本部等団体でまとめて加入いただける等諸手続が簡単なものとなっています。

## 加入資格と加入方法

- 1 加入資格：年齢80歳6ヶ月未満の消防団員、消防職員及び都道府県消防協会職員等で加入時に健康な者
- 2 加入申込：消防団(本部)ごとに加入者を取りまとめ、所定の加入申込書3部に必要事項を記入捺印のうえ、1部を消防団(本部)事務担当者の控えとし、他の2部を都道府県消防協会に提出してください。なお、消防団(本部)全員加入の場合は加入者名簿を省略することができます。
- 3 契約期間：毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、以後毎年更新できます。
- 4 加入時期：毎年4月1日とし、中途加入は1ヶ月単位で翌年1月1日まで可能です。

## 東日本大震災の発生に伴い、以下のとおりの特例措置が講じられています。

(お支払いする弔慰金等の額)

1,200万円(弔慰金又は重度障害見舞金1,100万円+遺族援護金100万円)

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災は、未曾有の巨大災害であり、かつてない極めて多数の消防団員が殉職されました。このことから、共済制度としてこれまでの額の共済金を支払うことが困難となりましたので、当分の間、殉職者にお支払いする弔慰金等の額は1,200万円(弔慰金又は重度障害見舞金1,100万円+遺族援護金100万円)となります。なお、他の給付については、これまで通りの額が支給されます。

(掛金の特例措置)

平成24年度から3年間に限り、年掛金を3,000円から4,000円に改定

今回の災害では、多額の支払準備金を取り崩して弔慰金等をお支払いすることとしていますが、今後も大地震や激甚な風水害の発生の可能性を考え、できるだけ早期に、これまでの支払準備金等を確保しておく必要があります。このことから、平成24年度から平成26年度の3年間に限り、掛金を現行の3,000円から4,000円に改定いたします。

今後とも消防職団員の福祉を確保し、非常事態にも対応していくために、消防職団員等の皆様のご理解ご協力をお願いいたします。

## 福祉共済制度の給付内容

平成23年度以降に公務によると認定された死亡又は重度障害に係る弔慰金又は重度障害見舞金については、当分の間以下のとおりの給付額といたします。

区分	事由	給付名称	金額(円)	
死亡	公務	遺族援護金	1,000,000	
		弔慰金	11,000,000	
		保育援護金 (加入者の未就学被扶養者1人あたり)	250,000	
	公務外	遺族援護金	1,000,000	
重度障害	公務	生活援護金	1,000,000	
		重度障害見舞金	11,000,000	
		保育援護金 (加入者の未就学被扶養者1人あたり)	250,000	
	公務外	生活援護金	1,000,000	
障害	事故又は疾病により180日以内に一定の障害の状態に該当したとき	障害見舞金	2級	500,000
			3級	300,000
			4級	180,000
			5級	90,000
			6級	60,000
入院	事故又は疾病により180日以内に入院	入院見舞金(120日限度) 15日以上入院で1日あたり	1,500	

※入院について、同一事故又は疾病であれば、連続しなくても合算して15日以上入院で入院見舞金を給付します。  
※各支払事由が生じたときから3年を超えると請求できなくなります。

公務上での死亡又は重度障害に贈与される弔慰救済金については当分の間、贈与しないことといたします。

## 掛金

- 掛金の額……平成23年度の加入者1人当たりの掛金は、年額3,000円です。  
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り加入者1人当たり年間掛金を4,000円といたします。なお、引き上げた掛金1,000円は、今後の大地震等に備えるための支払準備金に積み戻すこととします。  
また、途中加入の場合の掛金については以下のとおりです。
- 払込方法……消防団(本部)ごとに取りまとめ、送金通知書添付のうえ、毎月15日までに都道府県消防協会へ送金してください。

[平成23年度]

加入の月	掛金額(円)
4月1日	3,000
5月1日	2,750
6月1日	2,500
7月1日	2,250
8月1日	2,000
9月1日	1,750
10月1日	1,500
11月1日	1,250
12月1日	1,000
1月1日	750

[平成24年度～26年度間に限る]

加入の月	掛金額(円)
4月1日	4,000
5月1日	3,660
6月1日	3,330
7月1日	3,000
8月1日	2,660
9月1日	2,330
10月1日	2,000
11月1日	1,660
12月1日	1,330
1月1日	1,000

## 共済金等の請求・支払方法

共済金等を請求するときは、所定の様式により消防団(本部)を経由のうえ、都道府県消防協会へ提出してください。請求を受けた日本消防協会は、審査のうえ都道府県消防協会・消防団(本部)を経て受取人に支払います。(公務による弔慰金又は重度障害見舞金については、原則として日本消防協会から請求者に直接支払うこととします。)

※各種所定の様式は、当協会ホームページ(www.nissho.or.jp/)からダウンロードして利用して下さい。

## 共済金等を支払わない場合

- 1 遺族援護金・生活援護金
  - (1) 加入者が自殺し、又は自殺未遂により重度障害になったとき。
  - (2) 加入者が犯罪又は死刑の執行によって死亡し、又は重度障害になったとき。
  - (3) 弔慰金の受取人が故意に加入者を死亡させ、又は重度障害にさせたとき。
  - (4) 加入者が戦争その他の変乱により死亡し、重度障害になったとき。
  - (5) 加入者が飲酒を原因とする事故により死亡し、又は重度障害になったとき。
- 2 障害見舞金・入院見舞金
  - (1) 加入者の故意又は重大な過失のとき。
  - (2) 加入者の違法行為によるとき。
  - (3) 加入者の精神障害又は飲酒を原因とする事故のとき。
  - (4) 加入者の自殺未遂によるとき。
  - (5) 戦争その他の変乱によるとき。

## 大災害等が発生した場合の共済金支払

地震、津波、噴火、風水害等の大災害等が発生し共済金を支払うことが困難と認められ、やむを得ない場合は、理事会の決議によって共済金が減額される場合があります。

## その他

福祉共済制度では、加入者の福祉の増進とこの制度の健全な運営を図るため、次の福祉増進事業を行っています。

- 1 加入者の健康増進及び公務による事故の防止に資する事業
- 2 消防団の大規模災害活動に対する支援事業
- 3 殉職会員の慰霊祭の事業
- 4 その他この制度への加入促進と維持発展を図るために効果的と認められる事業

### 殉職消防団員特別見舞金へのご厚志について

東日本大震災において不幸にして殉職された消防団員のご遺族をお慰めするとともに、これからの生活を応援するため、日本消防協会として全国に殉職消防団員特別見舞金へのご厚志を募ることとしました。

全国の消防団員や消防関係者の皆様のご厚志をお寄せ下さいますようお願いいたします。

なお、一般の方々のご厚志もありがたくお受けいたします。

(振込先)

銀行・支店名：りそな銀行東京公務部

口座番号：普通預金 0070682

口座名：(財)日本消防協会殉職消防団員特別見舞金  
(ニッショウトクベツミマイキン)

募集期間：平成23年5月16日(月)～平成23年12月31日(土)

問い合わせ先

各市町村の消防事務担当者または消防本部消防団事務担当者、都道府県消防協会、日本消防協会福祉部

(財)日本消防協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館  
☎(03) 3503-3074 (福祉部) www.nissho.or.jp/